

【法務委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件、衆議院議員提出3件の合計10件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願21種類322件のうち、6種類86件を採択した。

〔法律案の審査〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、地方裁判所において増加を続けている民事訴訟事件及び民事執行事件の適正迅速な処理を図るため、判事補の員数を20人、裁判官以外の裁判所の職員の員数を21人それぞれ増加するものである。質疑は、毎年、裁判官を増員していることによる効果、法曹人口の各国比較、司法の在り方、弁護士任官制度等について行われ、最高裁判所から東京地裁の裁判官1人当たりの民事事件の手持件数は、裁判官の増員により240件程度に減少したこと、法務省から法曹1人当たりの国民数は、米国が約290人であるのに対し、日本は約6,380人であること等が示された。

金融システムの動揺や株価の低迷等、経済の停滞が長期化し、3月末日の株価を基に作成される3月期の決算によっては深刻な事態を生じかねない状況に至り、緊急経済対策として、衆議院議員による議員立法が2件提出された。いずれも平成12年3月31日までの時限立法である。

まず、**株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案**は、自民、平和・改革、自由、社民、さきがけの5会派の共同提案により提出されたもので、資本準備金を財源とする自己株式の取得・消却を認めるものである。発議者である保岡興治衆議院議員は、バブル期のエクイティ・ファイナンスにより株式が増加して株式市場が低迷する一方、資本準備金が多額になっており、金融破綻を防ぐためにも自己株式消却の必要性があり、本法律案では資本充実の原則の最も厳しい手續により自己株式消却をできる法制としていると説明した。

資本準備金は、その財源が資本に近い性質のものであり、会社の財政的基礎を強固にするため拘束が厳しく、その使用は、資本欠損の補填に充てる場合と資本に組み入れる場合だけに限定されている。この資本準備金を自己株式取得・消却の財源とすることについて、参考人として出席した奥島孝康早稲田大学総長は、資本の返還であり、隠れた資本減少となる自己株式の取得は容易に認めるべきではなく、その財源として資本準備金を用いることは、二重の意味において資本充実の原則に対抗するものであるとの見解を示した。

質疑は、資本準備金を自己株式の取得財源とする理由、株価に及ぼす影響等について行われ、その論議を踏まえて、資本準備金の性質に配慮しつつ、自己株式の取得・消却による資本の効率化を促進するため、法改正の趣旨及び内容を周知徹底するなどを内容とする3項目の附帯決議を行った。

次に、**土地の再評価に関する法律案**は、金融機関のいわゆる貸し渋りの解消のために、自民、社民、さきがけの3会派の共同提案により提出されたもので、時価による土地の再

評価を認めるものである。金融機関の貸し渋りは、今日、日本経済の大きな問題となっており、倒産の約7割が販売不振や不良債権の累積などの不況型倒産で、金融機関の貸し渋りのしわ寄せを受けて倒産する企業が急増している。

金融機関の貸し渋りは、金融機関が一定の自己資本比率に満たないと、監督当局から是正措置を受けるため、貸付けを減額することによって、自己資本比率を向上させようとするために生じる現象であるとも言われている。そこで、貸し渋り対策として、自己資本比率を向上させるために打ち出された手段の一つが土地の再評価である。その内容は、商法監査特例会社等が所有する事業用の土地の評価を簿価（取得価額）から時価（市場価額）に非課税で切り替えることを認めるもので、これにより含み益を表面化させ、財務内容を改善し、自己資本比率の向上を図ることにより、貸し渋りを解消しようとするものである。

時価評価は、国際的な流れであるが、再評価するか否かは任意であり、再評価の方法には、公示価格、標準価格、固定資産税評価額、地価税課税価格及び鑑定価格の5種類の価格による方法がある。質疑もこの点に集中し、発議者である大原一三衆議院議員は、土地の再評価が任意であることは国際的な慣行であり、我が国の戦後の資産再評価においても任意であったと答えた。再評価の方法について、参考人として出席した中川美佐子関東学院大学経済学部教授は、複数の中から企業に選択を認めているが、再評価の方法は一律に適用すべきであるとの意見を述べた。これらの論議を受けて、適正な土地の再評価と公正・妥当な会計監査の確保等を内容とする3項目の附帯決議を行った。

現行の外国弁護士受入制度は、昭和62年に施行された外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法によって導入されたが、その後、外国からの規制緩和要求等により、平成6年に職務経験要件の緩和等を内容とする改正が行われ、平成8年には国際仲裁手続における代理を認める改正が行われた。しかし、その後も、経団連、米国政府、EU等から更なる規制緩和要求を受け、政府は、平成8年3月の規制緩和推進計画において、職務経験要件の緩和等について検討に着手することとした。**外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案**は、以上の経緯により提出されたものであり、外国法事務弁護士となるための職務経験要件の緩和、外国法事務弁護士の職務範囲の拡充、外国法事務弁護士と我が国の弁護士との事業の目的に関する緩和等の措置を講じようとするものである。

質疑では、職務経験要件を5年から3年に短縮した理由について、法務省は、3年間の経験があれば、特段の支障は生じないと判断したと答えたが、討論において、司法制度は我が国の司法権と主権、国民の権利義務の公正な保障等に深くかかわり、国際経済や規制緩和の面からのみ安易に扱われてはならないとの反対意見が出された。

旅券が出入国管理及び難民認定法上有効なものとは認められない地域の外国人が本邦に入国する際には、旅券及び査証に代えて在外公館等において発給する渡航証明書が必要とされている。近年の国際交流の活発化に伴い、これらの外国人の入国者は年間80万人を超え、渡航証明書の発給及び再入国許可等にかかわる事務負担が増大している。そこで、出入国関係事務の合理化・効率化を図るため、**出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案**が提出された。その内容は、旅券の範囲に、日本国政府、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関が発行した旅券等のほか、政令で定める地域の権限のある機関の発行した旅券等に相当する文書を追加するものであり、政令で定める地域としては

台湾が予定されている。質疑では、改正案と日中共同声明の趣旨との関係が問われたが、下稲葉法務大臣は、今般の改正により台湾護照を我が国の入管法上有効な旅券として取り扱うのは、日台間における民間交流の増大に伴う出入国管理関係事務の負担軽減を図るためであり、日中共同声明との関係で何ら問題を生ずるものではないとの見解を示した。

保護司は、保護観察を受けている者と接触を保ち、立ち直りに必要な指導や就学・就職などの調整を図ったり、環境調整や犯罪予防活動等多岐にわたる職務を行っている。

犯罪予防更生法によると、保護司は保護観察所長の指揮監督を受けて、保護観察官と共に、更生保護等に従事することとされている。しかし、実際には、保護観察や環境調整の具体的な職務については、保護観察所長等の指揮監督を受けながら行っているものの、犯罪予防活動等一般的な職務については、任意的組織である保護司会が計画的・組織的に行っている。このため、犯罪予防活動等一般抽象的な職務については、公務と非公務の区別が必ずしも明確でないものとなっている。

また、保護司法には保護司組織に関する規定はないものの、任意的組織として保護区ごとに地区保護司会が、保護観察所の管轄区域ごとに都道府県保護司連盟が、地方更生保護委員会の管轄区域ごとに地方保護司連盟が、更に全国組織として社団法人全国保護司連盟がそれぞれ設置されている。これらの保護司組織は、保護司制度にとって必要不可欠な存在となっているが、法的裏付けのないものである。

そこで、保護司制度の充実強化を図るため、保護司の職務の遂行に関する規定を整備するとともに、保護司組織を法定化する等の措置を講ずる**保護司法の一部を改正する法律案**が提出された。質疑は、保護司の高齢化と人材確保、保護司組織の法定化の意義、保護司の資格要件等について行われ、法務省から保護司の平均年齢は62.9歳であり、高い活動能力を備えた若手の保護司も相当数必要であるので、改正案で法定化される保護司組織による組織的な人材の確保に期待するとともに、保護司の職務のPRに一層努めていきたいとの答弁があった。

平成7年3月20日に発生した地下鉄サリン事件は、12人の死者と5,000人余の負傷者を出した。このほか、松本サリン事件、坂本弁護士一家殺害事件、VX事件、監禁致死事件等により、何の落度もない多数の人々が不慮の死を遂げ、死の恐怖を伴った重傷害を受け、あるいは今なおその後遺症に苦しんでいる。

ところで、オウム真理教は、平成8年5月10日に破産が確定し、破産手続が進められてきたが、平成10年3月15日現在で、負債合計が51億9,800万円であるのに対して、資産合計は10億4,000万円であり、被害者の損害賠償請求債権（39億6,400万円）に対する配当率は、17.8%程度と見積もられており、かねてから破産管財人や被害者から、「国は被害者への労災保険金の求償権などの債権を放棄し、地方自治体も地方税の滞納分の請求を撤回すべきだ」とする要望が出されていた。国の債権は4億5,900万円、地方自治体の租税債権は8,400万円である。

オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案は、このような要望を受けて、オウム真理教に対する破産申立事件において、債権を届け出た被害者の救済を図るため、当該破産申立事件における国の債権に関する特例を定めるものであり、衆議院法務委員会において起草された。具体的には、国が届け出た債権のうち、労働者災害補償保険法その他の法律の規定に基づき国が取得した損害賠償請求権及びオウム真理教

の清算人選任申立事件における予納金に係る償還請求権は、国以外の者が届け出た債権のうち、生命又は身体を害されたことによる損害賠償請求権に後れるものとするものである。

質疑では、この事件に限らず、犯罪被害者給付金の支給制度の改善等の犯罪被害者救済策全般の充実・強化を今後の検討課題とすべきであること等が論議された。なお、本法の成立を受けて地方自治体及び営団地下鉄が自己の債権を劣後させる意向を表明し、被害者に対する配当率は、23%程度になる見込みである。

法曹養成制度改革について、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会は検討を進めてきたが、平成9年10月、我が国の社会の高度化、複雑多様化、国際化に伴い、国民の司法に対する期待がますます高まっており、これに対し司法の機能を充実し、社会の法的ニーズにこたえるための方策を的確に講ずる必要があるとの認識において一致し、司法試験合格者の年間1,000人程度への増加とこれに伴う制度改革等について合意した。この合意を踏まえて、司法修習生の修習期間を現行の2年から1年6か月に短縮することを主要内容とする**裁判所法の一部を改正する法律案**及び論文式試験において民事訴訟法及び刑事訴訟法を必須科目とし、法律選択科目を廃止すること等を内容とする**司法試験法の一部を改正する法律案**が提出された。参考人として、東京大学法学部教授の青山善充氏、弁護士の上野登子氏、作家の佐木隆三氏及び弁護士の堀野紀氏から意見を聴取するとともに、法律選択科目廃止の理由と多様な法曹養成との関係、修習期間短縮と法曹教育の在り方等について質疑を行い、いわゆる合格枠制の見直しを含む法曹の選抜及び養成について、広く国民各層の意見を踏まえ、法曹三者において合意を得るよう努めることなど5項目を内容とする附帯決議を行った。

資金調達を望む企業が、安定したキャッシュ・フローを定期的に生み出す多数の債権を資本市場で投資家に販売するなどして、資本市場から直接資金を調達する手法である債権流動化は、近時、企業の新しい資金調達方法として注目されている。債権流動化は、資金調達手段の多様化、資金調達コストの削減及び資産のオフ・バランス化のメリットがあり、その推進を図るため、債権譲渡の第三者対抗要件の簡素化を求める実務界の要望が強くなったことから、平成7年、法務省民事局内に債権譲渡法制研究会が設置され、検討が進められた。平成9年4月、同研究会は、対抗要件法制の簡素化を図る包括的特別法を検討すべきであるとの提言を行った。

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律案は、この提言を受けて、債権流動化を促進させるため、法人が行う金銭債権の譲渡について、民法の特例を定めるものである。その主な内容は、債権譲渡の対抗要件について、第三者対抗要件と債務者対抗要件とを分離して、第三者対抗要件は、債権譲渡登記制度を創設して、債権譲渡登記をすることによって、第三者に対抗することができることとし、登記の日付を債権譲渡の確定日付とする。債務者対抗要件は、債権譲渡がされたこと、及びその譲渡について債権譲渡登記がされたことを、譲渡人若しくは譲受人が債務者に登記事項証明書を交付して通知するか、又は債務者が承諾することを必要とするものである。

参考人として出席した池田真朗慶應義塾大学法学部教授からは、債権譲渡の対抗要件制度、本法律案の必要性、背景事情等について、岩原紳作東京大学法学部教授からは、債権流動化の利用主体となる特定目的会社（SPC）について、小野傑弁護士からは、実務家の視点から本法律案の意義と検討されるべき課題について、意見を聴取した。

質疑及び討論においては、民法、特定債権法及び本法律案による対抗要件が競合した場合の優劣関係、存在しない債権が登記されること等による債務者の信用やプライバシーの侵害のおそれ等に論議が集中し、それらを踏まえて、対抗要件が競合した場合における優劣関係が明確になるように、対抗要件制度全体の在り方について、更なる検討を行うことなど2項目からなる附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

3月10日、下稲葉法務大臣から法務行政の基本方針について所信を聴取し、同月12日、それに対する質疑を行った。質疑は、法秩序の維持と国民の権利の保全に対する大臣の決意、組織犯罪対策立法の必要性、オウム真理教の動向、裁判の迅速化、少年法改正問題、少年による凶悪事件の実態、職務権限と贈収賄との関連性、民事訴訟法の文書提出命令制度の見直し問題、少年院施設の在り方、選択的夫婦別氏制度等を導入する民法改正問題、金融業界の不祥事に対する対応、地下鉄サリン事件等の被害者救済のための国の債権放棄、破壊活動防止法の見直し、被疑者・被告人・受刑者の家族等に対する差別問題等について行われた。

4月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度裁判所、法務省及び運輸省（海難審判庁）所管予算について審査を行った。質疑では、慰謝料算定の基準、裁判所庁舎における身体障害者用エレベータ等の整備状況、裁判官の健康管理、矯正施設における矯正教育の概要、更生保護の現状及び予算措置、法制審議会における審議の在り方、最近の犯罪傾向と特徴、法律扶助制度の充実に向けての検討状況、海難審判庁の現状及び今後の充実強化策等の問題が取り上げられた。このうち、法律扶助制度の充実に向けての検討状況について、法務省は、規制緩和の進展により司法の役割はますます増大し、法律扶助制度は司法制度の重要な基盤であるので、本年3月23日に最終報告がとりまとめられた法律扶助制度研究会の研究成果を尊重して、本制度の充実・発展に努めたいとの考えを示した。

(2) 委員会経過

○平成10年1月20日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年3月10日（火）（第2回）

- 法務行政の基本方針について下稲葉法務大臣から所信を聴いた。
- 平成10年度法務省及び裁判所関係予算について政府委員及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○平成10年3月12日（木）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について下稲葉法務大臣、政府委員、文化庁、文部省、警察庁当局及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成10年3月19日（木）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について下稲葉法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第25号） 賛成会派 自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院、新社
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成10年3月24日（火）（第5回）

- 株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第6号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員上田勇君から趣旨説明を聴いた。
- 土地の再評価に関する法律案（衆第7号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員大原一三君から趣旨説明を聴いた。

○平成10年3月27日（金）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第6号）（衆議院提出）について参考人早稲田大学総長奥島孝康君から意見を聴き、土地の再評価に関する法律案（衆第7号）（衆議院提出）について参考人関東学院大学経済学部教授中川美佐子君から意見を聴いた後、株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第6号）（衆議院提出）土地の再評価に関する法律案（衆第7号）（衆議院提出）以上両案について両参考人に対し質疑を行った。
- 株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第6号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員保岡興治君、同上田勇君、下稲葉法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第6号） 賛成会派 自民、民友、公明、社民、自由
反対会派 共産、二院、新社
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成10年3月31日（火）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 土地の再評価に関する法律案（衆第7号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員大原一三君、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（衆第7号） 賛成会派 自民、民友、公明、社民、自由、二院
反対会派 共産、新社
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第75号)について下稲葉法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年4月2日(木)(第8回)

- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第75号)について下稲葉法務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第75号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、自由、二院
反対会派 共産、新社
欠席会派 無

- 保護司法の一部を改正する法律案(閣法第76号)
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(閣法第101号)
以上両案について下稲葉法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年4月7日(火)(第9回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成10年度海難審判庁業務概況及び関係予算について政府委員から説明を聴いた。
- 平成10年度一般会計予算(衆議院送付)
平成10年度特別会計予算(衆議院送付)
平成10年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(裁判所所管、法務省所管及び運輸省所管(海難審判庁))について下稲葉法務大臣、政府委員、海難審判庁及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年4月9日(木)(第10回)

- 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(閣法第101号)について下稲葉法務大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第101号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院、新社
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成10年4月14日(火)(第11回)

- 保護司法の一部を改正する法律案(閣法第76号)について下稲葉法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第76号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、二院、新社
反対会派 なし
欠席会派 共産、無

- オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案(衆第13号)(衆議院提出)について提出者衆議院法務委員長笹川堯君から趣旨説明を聴き、同

君及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(衆第13号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由、二院、新社
反対会派 なし
欠席会派 無

○裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第52号)(衆議院送付)

司法試験法の一部を改正する法律案(閣法第53号)(衆議院送付)

以上両案について下稲葉法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年4月16日(木)(第12回)

○裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第52号)(衆議院送付)

司法試験法の一部を改正する法律案(閣法第53号)(衆議院送付)

以上両案について下稲葉法務大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成10年4月21日(火)(第13回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第52号)(衆議院送付)

司法試験法の一部を改正する法律案(閣法第53号)(衆議院送付)

以上両案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

東京大学法学部教授

青山 善充君

弁護士

上野 登子君

作家

佐木 隆三君

弁護士

堀野 紀君

○平成10年4月23日(木)(第14回)

○裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第52号)(衆議院送付)

司法試験法の一部を改正する法律案(閣法第53号)(衆議院送付)

以上両案について下稲葉法務大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第52号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由、二院、新社
反対会派 なし
欠席会派 無

(閣法第53号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由、二院、新社
反対会派 なし
欠席会派 無

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成10年5月26日(火)(第15回)

○理事の補欠選任を行った。

○債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)

について下稲葉法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年5月28日（木）（第16回）

- 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について下稲葉法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年6月4日（木）（第17回）

- 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について参考人慶應義塾大学法学部教授池田真朗君、東京大学法学部教授岩原紳作君及び弁護士小野傑君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行い、下稲葉法務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第26号） 賛成会派 自民、公明、社民、自由、二院
反対会派 民主、共産
欠席会派 新社、無

なお、附帯決議を行った。

○平成10年6月18日（木）（第18回）

- 請願第30号外81件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するもの、第2127号外3件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要しないものとそれぞれ審査決定し、第26号外235件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第25号）

【要 旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 裁判官のうち、判事補の員数を20人増加し、699人に改める。
- 2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を21人増加し、2万1,613人に改める。
- 3 この法律は、平成10年4月1日から施行する。

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律案（閣法第26号）

【要 旨】

本法律案は、法人による債権譲渡を円滑にするため、債権譲渡の第三者対抗要件に関する民法の特例として、法人がする金銭債権の譲渡等につき登記による新たな対抗要件制度を創設するとともに、その登記手続を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 債権譲渡の対抗要件の特例等

- (1) 法人が金銭債権を譲渡した場合において、債権譲渡登記ファイルに債権譲渡登記がされたときは、債務者以外の第三者に対して、対抗要件を具備する。
- (2) 債権譲渡登記がされた場合において、債権譲渡及び債権譲渡登記がされたことについて、譲渡人若しくは譲受人が債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は債務者が承諾したときは、債務者対抗要件を具備する。
- (3) 債務者対抗要件としての通知がされた場合において、債務者は、その通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由を譲受人に対抗することができる。
- (4) 法人が金銭債権を目的として質権を設定した場合には、金銭債権が譲渡された場合と同様の手続によって対抗要件を具備する。

2 債権譲渡登記

- (1) 債権譲渡登記事務は、登記所で取り扱う。
- (2) 債権譲渡登記は、譲渡人及び譲受人の申請により、磁気ディスクで調製する債権譲渡登記ファイルに、譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所、譲渡債権の総額、債務者その他の譲渡債権を特定するために必要な事項、債権譲渡登記の存続期間等の所要の事項を記録することによって行う。
- (3) 債権譲渡登記の存続期間は、特別の事由がない限り、50年を超えることができない。
- (4) 登記事項の開示は、登記事項証明書等を交付することによって行う。

3 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。
- (2) この法律の制定に伴い、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正を行う。

【附 帯 決 議】

政府は、登記による債権譲渡の対抗要件制度の導入に当たり、取引の安全及び債務者保護を図るため、次の諸点につき格段の努力をするとともに、新制度の適切な運用に配慮すべきである。

- 1 債権譲渡の対抗要件に関する民法による通知並びに特例としての公告及び登記が競合した場合における優劣関係が明確になるように制度を運用し、その状況を踏まえて、対抗要件制度全体の在り方について、更なる検討を行うこと。
- 2 本法に基づく債権譲渡登記が譲渡に係る債権・債務の存在を公示するものではないことを含め、新制度の周知徹底を図るとともに、債務者の信用やプライバシーが侵害されることのないよう、適切な方策を講ずること。

右決議する。

裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第52号）

【要 旨】

本法律案は、司法の機能を充実し、社会の法的ニーズにこたえるため、司法試験合格者を年間1,000人程度まで増加することに伴い、時代の要請に適應した法曹養成制度を構築しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 司法修習生の修習期間を現行の2年から1年6月に短縮する。
- 2 司法修習生が国庫から給与を受ける期間について、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分を除外する。
- 3 この法律は、平成11年4月1日から施行する。

【裁判所法の一部を改正する法律案及び司法試験法の一部を改正する法律案に対する 附帯決議】

政府並びに最高裁判所は、社会の高度化、複雑多様化、国際化の進展に伴う多様な法的ニーズに的確に対応するため、次の諸点につき格別の配慮をすべきである。

- 1 適正な法曹人口の在り方について、長期的かつ総合的な検討を加えるとともに、いわゆる合格枠制の見直しを含む法曹の選抜及び養成について、広く国民各層の意見を踏まえ、法曹三者において合意を得るよう努めること。
- 2 司法試験の在り方については、大学における法学教育との関連性を重視し、大学関係者の意見を十分尊重すること。また、試験問題の公表を含む司法試験情報の開示について検討すること。
- 3 法曹養成における司法修習制度の在り方については、統一修習を維持しながら、法曹として要求される識見、倫理等に関する研修の充実を図ること。また、修習体制の一層の整備を行い、司法試験から廃止される法律選択科目の研修に配慮すること。
- 4 法曹資格取得後の継続教育を充実強化するとともに、法曹三者による合同研修を行うことを検討し、また、将来の課題として、研修弁護士制度等について検討すること。
- 5 増加する国民の法的ニーズに迅速・的確に対応するため、裁判官及び検察官の必要な増員を図るとともに、法律扶助制度等の司法の制度的基盤の充実・強化に努めること。
右決議する。

司法試験法の一部を改正する法律案（閣法第53号）

【要 旨】

本法律案は、民事訴訟法及び刑事訴訟法についての知識が法曹となるのに必要不可欠なものである等の観点から司法試験第2次試験の試験科目の適正化を図ろうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 論文式による試験及び口述試験の試験科目について、民事訴訟法及び刑事訴訟法を必須科目とするとともに、法律選択科目を廃止する。
- 2 口述試験の試験科目を憲法、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の5科目とする。
- 3 この法律は、平成12年1月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第52号）と同内容の附帯決議が行われている。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案 （閣法第75号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、渉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国弁護士受人制度について

ての規制を緩和する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 職務経験要件の緩和

外国法事務弁護士となる資格の承認基準の1つである外国弁護士としての職務経験期間を、現行の5年以上から3年以上に短縮するとともに、資格取得国以外の外国において法律業務を行った経験等についても、一定の要件の下に、右の期間に算入する。

2 職務範囲の拡充

外国法事務弁護士は、一定の要件の下に、第三国法（原資格国法、指定法、日本法以外の法）に関する法律事務についても行うことができる。

3 弁護士との共同の事業の目的に関する規制の緩和

外国法事務弁護士は、5年以上の職務経験を有する我が国の弁護士と、外国法の知識を必要とする法律事務等を行うことを目的とする共同の事業を営むことができる。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

保護司法の一部を改正する法律案（閣法第76号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、保護司制度の充実強化を図るため、保護司の職務の遂行に関する規定を整備するとともに、保護司組織を法定化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画に定めるところに従い、当該保護観察所の所掌に属する一定の事務に従事する。
- 2 保護司は置かれた保護区ごとに保護司会を組織し、保護司会は都道府県（北海道にあっては、法務大臣が定める区域）ごとに保護司会連合会を組織する。
- 3 地方公共団体は、その地域において行われる保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をすることができる。
- 4 この法律は、平成11年4月1日から施行する。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第101号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、外国人の出入国の状況にかんがみ、出入国関係事務の簡素・合理化を図るため、旅券として取り扱う文書の範囲を拡大しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 旅券の範囲に、日本国政府、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した旅券等のほか、政令で定める地域の権限のある機関の発行した旅券等に相当する文書を追加する。
- 2 出入国管理及び難民認定法の規定に基づく命令（1に関する政令を含む。）の制定又は改廃に伴い必要と判断される経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）をその命令で定めることができるよう委任規定を設ける。

3 この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案
(衆第6号)

【要 旨】

本法律案は、公開会社（上場会社・店頭登録会社）について、資本準備金による自己株式の消却に関する商法の特例を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 資本準備金による自己株式の消却

- (1) 公開会社は、定款に、取締役会の決議により資本準備金を財源として、自己株式を取得して消却することができる旨を定めることができる。その定款には、取得して消却することができる株式の総数及び取得価額の総額を定めなければならない。
- (2) 取得価額の総額は、資本準備金及び利益準備金の合計額から資本の4分の1に相当する額を控除した額を限度とする。ただし、最終の貸借対照表上で中間配当財源がないときは、自己株式を取得することができない。

2 債権者保護手續

資本準備金により自己株式を取得して消却する取締役会の決議があった場合には、会社は、債権者保護手續をし、その手續終了後遅滞なく、取得した自己株式の失効手續をしなければならない。

3 最初に招集される株主総会までの特例

- (1) この法律の施行後、最初に招集される株主総会までは、定款の定めがなくとも、資本準備金により自己株式を取得して消却するための取締役会の決議をすることができる。これにより自己株式を取得したときは、株主総会において特別決議による承認を得なければならない。
- (2) 株主総会の承認があるまでは、会社は、取得した自己株式の失効手續をしてはならない。この承認がなかったときは、会社は、相当の時期に、その株式を処分しなければならない。

4 有効期限等

- (1) この法律は、公布の日から施行し、平成12年3月31日限りで効力を失うが、その時までに取り締役会の決議があった場合は、自己株式を取得して消却することができる。
- (2) この法律の施行に伴い、租税特別措置法及び地方税法の所要の規定の改正を行い、みなし配当等の課税の特例を認める。なお、地方税法の改正については、平成11年4月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

株式会社制度における資本の原則等の重要性にかんがみ、政府は、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

- 1 資本準備金の性質に配慮しつつ、自己株式の取得・消却による資本の効率化を促進するため、法改正の趣旨及び内容を周知徹底し、法の円滑な施行を図ること。
- 2 株主、債権者等の保護並びに企業経営の健全化を図るため、会社の業務及び会計に関する情報の開示制度の充実・改善に努めること。

- 3 自己株式の取得・消却に当たっては、インサイダー取引など不公正取引に対して、証券取引法の厳格な適用を行うとともに、監視体制を充実強化するよう指導に努めること。右決議する。

土地の再評価に関する法律案（衆第7号）

【要 旨】

本法律案は、最近における金融機関のいわゆる貸し渋りの現状等にかんがみ、金融の円滑に資するとともに、企業経営の健全性の向上に寄与するため、法人が所有している事業用土地の再評価に関し必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 銀行を含む大会社及び信用金庫、労働金庫、信用協同組合等の金融機関が、事業用土地について時価による再評価を行うことを認める。
- 2 再評価は、本法律の施行日から2年を経過する日までの期間内のいずれか一の決算期において行うことができる。
- 3 再評価を行った法人は、当該土地について再評価額と再評価前の帳簿価額との差額を、再評価差額金として貸借対照表に計上しなければならない。
- 4 再評価差額金は、当該土地を売却したとき及び評価額を減額したときを除き、取り崩すことができない。
- 5 再評価を行った土地の再評価後の決算期における時価の合計額が、当該土地の帳簿価額の合計額を下回ったときは、その差額を貸借対照表に注記しなければならない。
- 6 この法律は、平成10年3月31日から施行する。

【附 帯 決 議】

本法の施行に当たっては、政府は、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

- 1 事業用土地の再評価に当たっては、企業経営の健全性に寄与するとともに、いわゆる貸し渋りを是正し、金融の円滑化が図られるよう法の趣旨及び内容を周知徹底すること。
- 2 適正な土地の再評価と公正・妥当な会計監査が確保されるよう指導を強化すること。
- 3 帳簿価額と時価との差額（再評価差額金）の貸借対照表への計上の在り方については、他の評価益に係る会計上の位置づけの展開等を踏まえ、時宜に即した取扱いとすること。右決議する。

オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案 （衆第13号）

【要 旨】

本法律案は、地下鉄サリン事件等の惨禍が未曾有のものであることを踏まえ、オウム真理教に対する破産申立事件において、債権を届け出た被害者の救済を図ることの緊要性にかんがみ、当該破産申立事件における国の債権に関する特例を定めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

1 国の債権に関する特例

オウム真理教に対する破産申立事件においては、国が届け出た債権のうち労働者災害補償保険法その他の法律の規定に基づき国が取得した損害賠償請求権及びオウム真理教

の清算人選任申立事件における予納金に係る償還請求権は、国以外の者が届け出た債権のうち生命又は身体を害されたことによる損害賠償請求権に後れるものとする。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（7件）

※は予算関係法律案

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
※ 25	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	10. 2. 6	10. 3. 16 (予備)	10. 3. 19 可 決	10. 3. 20 可 決	10. 3. 12	10. 3. 13 可 決	10. 3. 17 可 決
※ 26	債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律案	〃	2. 6	5. 25	6. 4 可 附帯決議	6. 5 可 決	5. 14	5. 20 可 附帯決議	5. 21 可 決
52	裁判所法の一部を改正する法律案	〃	2. 26	4. 14	4. 23 可 附帯決議	4. 24 可 決	4. 1	4. 10 可 附帯決議	4. 14 可 決
53	司法試験法の一部を改正する法律案	〃	2. 26	4. 14	4. 23 可 附帯決議	4. 24 可 決	4. 1	4. 10 可 附帯決議	4. 14 可 決
75	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案	参	3. 9	3. 16	4. 2 可 決	4. 3 可 決	4. 24	5. 6 可 決	5. 7 可 決
76	保護司法の一部を改正する法律案	〃	3. 9	3. 16	4. 14 可 決	4. 17 可 決	5. 6	5. 8 可 決	5. 12 可 決
101	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案	〃	3. 24	4. 1	4. 9 可 決	4. 10 可 決	4. 21	4. 28 可 決	4. 30 可 決

・衆議院議員提出法律案（3件）

番 号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
6	株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案	太田 誠一君 外7名 (10. 3. 9)	10. 3. 10	10. 3. 19	10. 3. 20	10. 3. 27 可 附帯決議	10. 3. 30 可 決	10. 3. 13	10. 3. 18 可 附帯決議	10. 3. 19 可 決
7	土地の再評価に関する法律案	大原 一三君 外5名 (10. 3. 9)	3. 10	3. 19	3. 20	3. 31 可 附帯決議	3. 31 可 決	3. 13	3. 18 可 附帯決議	3. 19 可 決
13	オウム真理教に係る破産手續における国の債権に関する特例に関する法律案	法務委員長 笹川 堯君 (10. 4. 8)	4. 8	4. 9	4. 8 (予備)	4. 14 可 決	4. 17 可 決			4. 9 可 決